

告 示

埼玉県告示第千十号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	平成二十七年 八月十八日
法人又は団体の 名称	学校法人跡見学園
代表者の氏名	山崎 一穎
主たる事務所の所在地	東京都文京区大塚一丁 目五番九号